

第5章 「奨学金」について

(1) 日本橋学館大学私費外国人留学生奨学金（授業料の一部免除）

成績と授業出席状況が優秀な外国人留学生に対して、後期授業料の一部が免除されます。

1学年 ⇒ 前期の成績と授業出席状況が優秀な学生。

10月上旬頃に決定します。

2学年以上 ⇒ 前年度の成績と授業出席状況が優秀な学生。

9月中旬までに決定します。

※ 「私費外国人留学生授業料一部免除申請書」の受付は、毎年4月中旬を予定しています。

- * 留年をした学生は、その翌年の授業料免除はありません。
- * 「個人カード」未提出者は、免除の対象になりません。
- * 「4月に大学が実施する健康診断」未受診者は、免除の対象になりません。
- * 「海外渡航届」を提出しないで帰国した学生は、免除の対象になりません。
- * 「在籍確認簿」にサインをしない学生は、免除の対象になりません。
- * 違法行為などをして、本学の名誉を損なった学生は、免除の対象になりません。

授業料の一部免除対象者は、次の基準で決定します。

- 1、登校状況と、授業の出席状況が良いこと。
- 2、修得単位数が、学年別に設定する基準に達していること。
- 3、授業料をきちんと納付していること。
- 4、大学からの連絡を日本国内で、常にきちんと受けられること。

(2) 日本橋学館大学私費外国人留学生に対する奨励金（優秀者に対する奨励金）

成績と授業出席状況が、特に優秀な外国人留学生（若干名）に対して、当該年度月額20,

000円が給付されます。（成績係数を本学が算定して決定します。留学生本人からの申請は必要ありません。）

1 学年 ⇒ 前・後期の成績と授業出席状況が特に優秀な学生。

1年分（24万円）を年度末までに給付

3月中旬頃に決定します。（1年分を一括して給付します。）

2 学年以上 ⇒ 前年度の成績と今年度の前期成績および授業出席状況が特に優秀な学生。

前期分（12万円）を10月末までに給付

後期分（12万円）を12月末までに給付

10月中旬頃に決定します。

ただし、2 学年以上については、後期の成績等によっては、後期分を取り消すことがあります。

(3) 私費外国人留学生学習奨励費（独立行政法人日本学生支援機構からの奨励金）

2 学年以上（編入した学生は除く）の留学生が対象となります。

前年度の成績と授業出席状況が、特に優秀な学生に奨励金（平成20年度は月額50,000円）が給付されます。平成21年度の募集人数枠および金額は現在未定です。

なお、大学からの推薦者については、4月下旬から5月上旬頃にお知らせします。